ASBJ

第 528 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(5)-4
日付	2024 年 6 月 20 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 220 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 220 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 12 日開催）において、ステップ 5 を採用する一般事業会社における貸倒引当金の対象となる金融資産に関する検討の方向性について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（グループ 1 に関する意見）

2. グループ 1 に分類した金融資産等について、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の単純化したアプローチを取り入れる方向で検討を進めるとする事務局の提案に賛同する。

3. IFRS 第 9 号の単純化したアプローチは信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために設けられたものであることを重視し、ファクタリング会社が取得した売掛債権等についても単純化したアプローチの対象とすることが考えられる。

（グループ 2 に関する意見）

4. 未収金について、大半は満期が 1 年未満であると考えられるため、単純化したアプローチの対象とすることが適切であると考える。

5. 未収金について単純化したアプローチの対象とする場合、重要性がなければ明示する必要はないと考える。

6. 固定資産の売却に係る未収金に関して、企業の通常の営業活動より生じたアウトプットとなる不動産の売却については収益認識会計基準等[1]の適用範囲に含まれるケースがあるため、資料第 17 項の表現を見直すことが考えられる。

[1] 本資料では、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載する。

（グループ３に関する意見）

減損に関する意見

7. グループ 3 に分類した金融資産について、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等[2]における取扱いを踏襲する方向で検討を進めるとする事務局の提案に賛同する。

8. グループ 3 に分類した金融資産について、金融機関においても同様の取扱いとすることを想定しているという理解でよいか確認したい。

分類及び測定に関する意見

9. 敷金・差入保証金とゴルフ会員権では性格が異なるため、分類及び測定の見直しにおいて整理する必要があると考える。

（グループ４に関する意見）

10. グループ 4 に分類した金融資産について、ステップ 4 の検討後に改めて検討するという事務局の提案に賛同する。

11. グループ 4 に分類した金融資産について、ステップ 4 と整合した取扱いとするか又はより簡便的な方法を認めるかが議論になると考える。

（その他の意見）

12. 収益認識会計基準等に準じて会計処理する貸付金等に関連する手数料について、どのアプローチに含まれるのかを確認したい。

以　上

[2] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」、日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」及び実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。